

県生協連 NEWS

●発行：徳島県生活協同組合連合会
●住所：徳島県板野郡北島町中村字東堤の内30-3
●HP：<http://tokushima.kenren-coop.jp/>

●発行日 2016年1月12日 (No.20)
●電話・FAX：088-698-0505

全労済徳島 スマイルイベント 2015 in ファミサポフェスティバル

開 催 報 告

- 避難シミュレーションゲーム
- AED救命実演
身近なものを使った応急手当
- 日本赤十字社徳島支部
- 防災グッズ・防災パネルの展示
- 非常食の試食
- 紙ぶるの制作



- 日本赤十字社徳島支部
● AED を使った心肺蘇生
● 身近なものを使った応急手当

避難シミュレーションゲーム

- 防災パネル・グッズの展示
●非常食の試食

●全労済徳島県本部より

2015年12月5日(土)に、アスティとくしま1F多目的ホールで
「全労済徳島 スマイルイベント 2015」を開催しました。

目次

- p 1 新年のごあいさつ (徳島県生活協同組合連合会：会長 多田道代)
- p 2 会員報告 徳島県学校生活協同組合
- p 3 会員報告 徳島県共済生活協同組合、徳島健康生活協同組合
- p 4 会員報告 生活協同組合コープ自然派しこく
- p 5 会員報告 徳島県職員生活協同組合
- p 6 会員報告 徳島大学生活協同組合
- p 7 会員報告 生活協同組合とくしま生協



謹んで新春のお慶びを申し上げます

徳島県生活協同組合連合会 会長 多田道代

2016年の幕が開きました。みな様とともに、新しい年を迎えることを大変嬉しく思います。

会員生協のみな様には、日々お忙しい中、連合会の活動に積極的にご協力いただき、心より感謝申し上げます。

一昨年、2014年4月1日に消費税が8%になり、昨年はその重みがずつしり感じられた一年でした。冒頭から暗い話も・・・と思いますが、家計に苦しくくらいに優しくない日々に加えて、豪雨被害や頻発した火山活動など自然災害に多く見舞われ、また、海外ではトルコやパリ、アメリカでテロ行為が繰り返され、ひつじ年に似合わずあわただしい年でした。しかし、何と言っても一番の心配事は、安全保障関連法案の成立です。何が問題で、私たちはどう考えればいいのか、どう動けばいいのか率直に学ぶため、弁護士の先生をお招きし、「日本国憲法から見た安保法制の問題点について」という学習会を開催しました。県生協連として正しい情報のもと未来を託す子どもたちのために、多くの発信を心掛けたいと思います。

私たち協同組合は今、どこに立ち、何を見て、どう協同していけばいいのか、今年3月には徳島大学教授の玉先生から、協同組合の可能性とまた地域連携についても講演いただく予定です。今こそ、協同組合の存在が求められ、より地域から頼られる協同組合になるために、ぜひみな様と一緒に改めて協同組合の価値を共有したいと思います。

今年も、明るくみなさまと手を取り合い、昨日よりも今日、また明日のより良い社会のために事業と運動を進めてまいりたいと思います。

本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。



○徳島県学校生活協同組合

〒779-3233 名西郡石井町石井字石井 1845-1

TEL 088-679-1357 FAX 088-675-1315

ホームページ <http://www.tokugaku.jp>

●理事長 三原博志 ●専務理事 山下敏光

●組合員数 8,654 人 ●事業高 2.0 億円

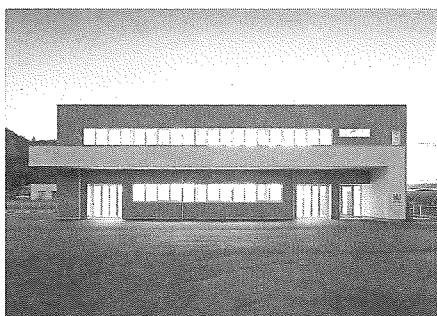
心機一転…新社屋にて

新年あけましておめでとうございます。

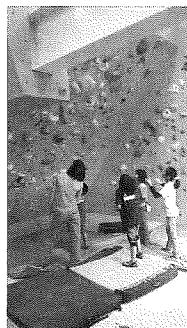
平成28年が会員生協役職員、組合員の皆様にとって良い年になることを祈念いたします。

昨年は学校生協にとって社屋の移転という一大事業がありました。学校生協に関わり、支えていただいた皆様のおかげで、どうにかこうにかトラブルを起こさずに、名西郡石井町で事業を行っています。

また、旧社屋は県並びに徳島県山岳連盟様の協力を得てボルダリングジムを設置し第三者に運営依頼をし、現在営業中です。



【新社屋】



クライミングジム【旧社屋】

年末に自民党・公明党間で話し合われ最後は政治決断で平成29年4月の消費税率10%引き上げ時に導入する軽減税率(8%)の対象品目についての与党案が概ね決まりました。

政府は「3本の矢」の総括が済まないまま「新3本の矢」なるものを打ち出して「一億総活躍社会」だ、頑張ろうと声を高らかにしています。

なるほど、よくマスコミで話題に上がるような大企業では、社員の待遇改善が図られ一見好転しているように思われますが、可処分所得はそれほどでもないようです。待遇改善が大企業ほど進んでいない中小零細企業の社員は……言葉を失います。

政府の言う賃金アップによる「経済の好循環」は労働者の7割を占めるという中小零細企業の社員や労働者全体の4割に近づいている非正規労働者の待遇改善無くして成立しないと私は考えます。

平成26年4月1日からの消費税アップ(+3%)は少なからず供給高に影響を与えました。平成29年4月1日の消費税10%導入までに可能な限りの対応策を考え、生協・生協組合員のため供給・組織を維持していくと考えます。

学校生協は微力ですが、学校生協組合員がより安心・安全に暮らせるように事業を進めてまいります。

GAKKOSINKYO Gakkyohin
One for all All for one
Since 1950

(専務理事 山下敏光)

○徳島県共済生活協同組合

〒770-0942 徳島市昭和町3丁目35-1
TEL 088-625-2340 FAX 088-625-2131
ホームページ
<http://www.zenrosai-tokushima.coop/>

- 理事長 川越敏良 ●専務理事 渡邊一雅
- 組合員 94,656人 ●事業高 0.4億円

新年あけましておめでとうございます。
県生協連加盟の各生協役職員、組合員の皆さまの日頃のご支援に感謝を申し上げますとともに、今年一年が皆さまにとって明るく幸多き一年でありますことを祈念いたします。

徳島県共済生活協同組合は、1958(昭和33)年に共済事業を行なう生協法人として産声をあげ、火災共済を中心にして、市民・県民の皆さまにご愛顧をいただきました。

1976年に各都道府県に設立された各单位共済生協の連合会組織として、全労済(全国労働者共済生活協同組合連合会)が設立され、共済事業の大半を全労済に委任ししていることから、現在では共済生協というよりも、全労済徳島県本部として県民・市民に親しまれてきております。

現在では、命や健康、年金・介護に関わる生保系の保障から、建物や車の補償などの損保系まで、各種共済をラインアップし、約10万人の組合員を擁するまでに育てていただきました。

特に、昨年2月に火災共済、自然災害共済をリニューアルした、「住まいる共済」は、木造、鉄筋・耐火構造、マンション構造の三構造区分として、手ごろな掛金で設定され、類焼損害保障特約、個人賠償責任共済などを付帯される方や、多発する台風や地震に備えてしっかりと保障の自然災害共済に加入される方も多く、好評を得ています。

私たちを取り巻く政治・経済・社会情勢は、ヒト・モノ・力ネと情報が世界を駆け巡るグローバル化の中で、各種の規制緩和、特に労働法制の規制緩和は、低所得者層が増大し、格差と貧

困層が拡大し、貧困の連鎖といわれる若者世代を直撃し、日本社会の持続可能性を危惧する事態になっています。

私たち協同組合グループは、互いに連携し、すべての人々を包摂し、生活の底上げと地域の活性化に取り組み、安全で豊かな社会をつくるために取り組みを強化していかねばなりません。

私ども全労済徳島県本部(徳島県共済生協)も全力で取り組みを強化してまいります。

今後とも、益々のご支援とご協力をお願いいいたします。

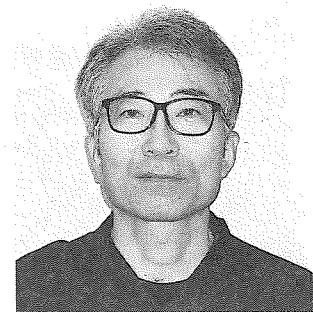
徳島県共済生協 理事長 川越 敏良
(全労済徳島県本部 本部長 川越 敏良)

○徳島健康生活協同組合

〒770-8547 徳島市下助任町4丁目9
TEL 088-654-8363 FAX 088-625-0058
ホームページ <http://www2.tcn.ne.jp/~hcoopt/>
●理事長 児嶋誠一 ●専務理事 吉野才治
●組合員 43,535人 ●事業高 41.1億円

新年あけましておめでとうございます。

昨年の9月19日に参議院で、私たち大多数の良識と希望を足蹴にして、安倍政権は日本国憲法に違反する「戦争法」を強行採決しました。憲法の専門家をはじめ、さまざまな分野の人々から反対の声が上がり、世論調査でも8割が政府の説明は不十分と答える中で、憲法解釈を180度くつがえした閣議決定に基づいた違憲の立法は、内閣と国会による立憲主義の否定であり、断じて認めることはできません。法案成立後も、戦争法廃止に向けての世論と運動が大きく広がっています。運動の広がりは戦争法の解釈に歯止めをかけ、その発動にもブレーキ



となっています。戦争法を発動させないことが廃止につながります。戦争法に反対する6割のうち行動に参加したのはまだ一部です。「戦争法の廃止を求める統一署名」はこうした潜在的な声を顕在化させる取り組みです。「戦争法をすみやかに廃止すること」と「立憲主義の原則を堅持し、憲法9条を守り、いかすこと」を求める2000万人署名を大きく広げるために、「戦争法廃止！」署名達成実行委員会を結成し、奮闘していきます。

安倍政権は同時に、構造改革を推進し、社会保障を解体しようとしています。昨年の「医療保険制度改革法」の成立で、「2025年医療・介護改革」へ向けた法制度の整備は、ほぼ「完了」した状況です。安倍政権は、2016年度からの3年間を「改革集中期間」として設定し、都道府県が主体となり、3つの改革（医療・介護提供体制、医療保険制度、診療報酬制度）を一体的に推進していくとしています。徳島県でも地域医療構想調整会議において2025年時点で必要な県内のベッド（病床）数を14年より3,162床少ない8,994床（26%減）とする推計を発表し、補助金や診療報酬などで病床の再編を誘導する方針です。

今後3年間は社会保障制度の解体とたたかいながら、新病院にスムーズに移行できるように、地域が必要とする急性期医療・病棟の規模と内容、他の病棟構成と機能を決定し具体化する年になります。そして、地域の医療機関・介護施設との連携を強化し、地域で確固とした役割を果たすことが求められます。

社会保障の改悪を許さないたたかいと、地域の要求にいっそう応えていく事業活動・まちづくりを組合員のみなさんといっしょに推進していくつもりです。

（理事長　児嶋誠一）

○生活協同組合コープ自然派しこく

〒770-0873 徳島市東沖洲2丁目43-3
TEL 088-679-6781 FAX 088-664-8820
ホーリー http://www.shizenha.ne.jp
●理事長 岡田ゆかり ●専務理事 岸健二
●組合員数 14,325人 ●事業高 11.6億円
(徳島センター内)

新年あけましておめでとうございます。

コープ自然派しこくは2016年で5年目を迎えます。人口減少社会に対応した経営基盤の確立をめざし、2012年4月コープ自然派しこくは合併しました。合併からの4年足らず、徳島、オリーブ（香川）、こうち、えひめの4センターがお互いの個性を尊重しながら高め合ってきました。その成果は徐々に見えてきています。福祉部門では地域福祉の向上をめざし、一人一人に大切にした介護をすすめています。

また利用組合員の世代交代（30・40才台が70%以上占める）もすすみ、新しい世代層に対応した事業活動・組合員活動のあり方を模索しています。組合員活動もコープ自然派しこくの理念《いのち・自然・くらし》を大切にした取組も増えてきました。

昨年は、原発再稼働、安保法制成立、TPPの大筋合意と私たちの暮らしを不安にさせる出来事が多くありました。コープ自然派しこくでは、食の危機をテーマに食品添加物、ネオニコチノイド系農薬、遺伝子組み換え食品、TPP、脱原発、平和の学習会を重ねてきました。消費者の立場から、世の中の流れを変えるべく2016年も進めていきたいと思います。

以下、安保法制に対する理事会見解を紹介します。

私たちコープ自然派は、「いのち、自然、くらし」を守り、安心・安全で持続可能な社会を築くことを目的とする生活協同組合です。その大前提である平和と人権、民主主義国家の根幹で

ある立憲主義が、今、危機に瀕しています。

戦争法（平和安全保障関連法）は、憲法改正手続きや国民的議論を経ることなく閣議決定された集団的自衛権を立法化し、海外での武力行使を可能とするものです。しかし、これは、憲法に定める恒久平和主義や、「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」とした歴代政府の憲法解釈から大きく外れ、平和国家としての日本の在り方を根本から覆すものです。

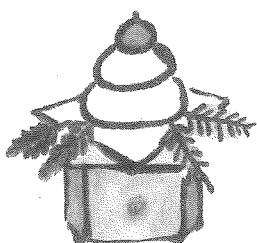
この法律について、憲法学者のほとんどが憲法違反と判断し、多くの国民も反対しています。このような国の在り方を変える重要な法案が、国民の承認を得ることなく強行採決されたことに、国民主権を無視し、立憲主義を軽んじるものであると強い懸念を表明します。

戦後 70 年を迎えました。唯一の戦争被爆国として、「二度と戦争はしない」と誓った平和的生存権と憲法9条を持つ平和国家として、武力行使ではなく、人道的な国際貢献や、対話と協調に基づく平和的な外交・安全保障政策こそが、我が国が国際社会で果たすべき役割だと考えます。私たちは次世代に「戦後」を引き継がなくてはなりません。

また、憲法を尊重し擁護する義務を憲法で課せられている内閣と国会によって、違憲の法律が制定されたことは、立憲主義をないがしろにするもので、日本の歴史に大きな禍根を残すことになるでしょう。

平和と国民の自由や権利を守るために立憲主義の基本理念に基づいて日本国憲法に正面から向き合う必要があります。私たちは平和と組合員の暮らしを守る立場から、戦争法（平和安全保障関連法）の廃止を強く求めます。

（理事長 岡田ゆかり）



○徳島県職員生活協同組合

〒770-8570 徳島市万代町1丁目（県庁内）

TEL 088-621-3061 FAX 088-624-0170

●組合長 原一郎

●副組合長兼常務理事 鳥養美文

●組合員数 3,950 人 ●事業高 1.4 億円

新年、明けましておめでとうございます。

県庁職員生協は、昭和24年9月に発足し、人間に例えますと、団塊の世代であり、ついには年金受給の年齢の仲間入りとなっており、ほとんどの組合員よりも高齢となりました。また、県内の各生協さんの中でも最古参の部類と思っております。

その歴史を振り返ってみると、発足以来、毎年拡大拡張を続け、平成2年には組合員数が約5千人、平成4年には事業高が約10億円と、それぞれのピークを記録しましたが、その後は、ずっと右肩下がりで、事業所の廃止や事業部門の閉鎖などを経て、最近では県立3病院の売店事業からの撤退によって、現在、直営事業は、県庁舎11階の食堂と地下の売店の2事業だけとなっております。

政府の経済政策「アベノミックス」によって、円高の是正が進み、都市部を中心に景気回復・デフレ脱却の動きが見られると言われるもの、本県においては、その実感が得られるには至っておらず、当生協の上半期の売上状況も、非常に厳しい状況にあります。

これには、経済状況の変化だけではなく、県職員の削減に伴う組合員数の減少、その中の女性職員の占める割合の増加、コンビニやネット通販の拡大等と消費動向の変化に十分な対応ができていなかったことにも反省をする必要があると考えています。

ジュリアス・カエサルの言葉に「人は現実のすべてが見えるわけではなく、多くの人は見たいと思う現実しか見ない。」とあります。県庁職員生協という限られた空間の中で、生協が十分

だと考えた変化への対応という現実だけを見るのではなく、改めて「職域による人と人との結合」「協同互助の精神」という組合の原点に立ち返り、県職員の福利厚生の一翼を担い、組合員の皆様に愛され、親しまれる生協として、視野を広く持ち時代のニーズや組合員の要望に即した事業展開に努めていかなければならぬと考えています。

県生協連の皆様方におかれましても、今後とも、県庁職員生協への御理解と変わらぬ御支援をどうぞよろしくお願ひいたします。

(副組合長兼常務 烏養 美文)

○徳島大学生活協同組合

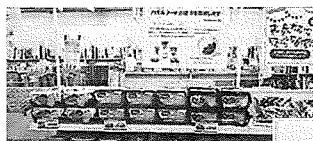
〒770-0814 徳島市南常三島1丁目1
TEL 088-652-1073 FAX 088-626-5811
ホームページ
<http://ha1.seikyou.ne.jp/home/tokushima-shop1/>
●理事長 長尾文明 ●専務理事 高橋敬司
●組合員 9,903人 ●事業高 12.7億円

新年あけましておめでとうございます。
今年もよろしくお願ひいたします。昨年4月より提供を開始したハラルフードの取り組みと、今年1月にリニューアルオープンした常三島食堂をご紹介いたします。

ハラルフードの提供について

徳島大学では、近年、ムスリム（イスラム教徒）の留学生が増えており、文化・宗教の違いから日本の学生と同じ食事がとれない学生がいます。そのような学生にも大学の食堂で日本の学生と同様に食事を楽しんでいただきたい、という思いから、徳島大学からのご依頼もあり、ハラルフードの提供および菓子やカップラーメンの販売を開始しました。

(注) イスラム教の教義上「許されていること」の総称を「ハラル」といいます。



← 売店のハラル食品



ハラルのカレーを
食べる留学生→



2016年1月常三島食堂リニューアルオープン
Dining Kirara ~キララ~

約5ヶ月間の改修工事を経て、今年1月にリニューアルオープンしました。老朽化対応だけでなく、座席数も増え、混雑緩和につながります。リニューアルに際し、公募により愛称も付けられました。

「食」の楽しさ、大切さを知り、学生自らが食に関心をもち、自立した食生活をおくれる力を身につけてもらいたいと願っています。組合員の憩いの場、大学生活を支えるお店にしていきたいと思います。



← イメージ

(専務理事 高橋敬司)



○生活協同組合とくしま生協

〒771-0289 北島町中村字東堤の内30-3
TEL 088-698-0505 FAX 088-698-8872
Eメール webmaster@tokushimaseikyou.or.jp
ホームページ <http://www.tokushimaseikyou.or.jp>
●理事長 梶原樹 ●専務理事 大久保秀幸
●組合員数 106,682人 ●事業高 103.0億円

新年あけましておめでとうございます。

昨年8月老朽化し手狭になった阿南支所を新築移転することができました。南海大地震が発生した時には津波で被害を受ける場所にありましたので、震災対策でもありました。また、今年2月にコープ北島店のリニューアルオープンを予定しています。2004年の物流センターの投資以来、11年ぶりに投資を再開することができました。日頃からお世話になっている皆様方のご支援ご協力の賜であり、深く感謝申し上げます。

さて、来年4月に消費税10%への引き上げが予定されています。昨年12月には、軽減税率の適用範囲を巡っていろいろ論議がありました。軽減税率が適用されて何かくらしが助かるようなイメージがありますが大間違です。5兆4000億円の大増税が4兆4000億円の大増税になるだけで、平均世帯で年間4万円を超える負担増がやってきます。

低所得者対策として軽減税率を主張しているようですが、高額所得者にも同じように適用されるので、より高額の消費をする高額所得者の方が恩恵を受けます。そのうえ線引きがややこしく、事業者にとっては迷惑な話です。

1本100円のペットボトルの水は税込110円のところが108円になるのでしょうか？ ペットボトル代、ラベル代、運送代などの水以外は10%ですから、限りなく110円に近いでしょう。飲食料品と思っても、実際は8%以上の物も多いのではないでしょうか。

本来人間が生きるために必要な生活費に税金

をかけるべきではありません。消費税を導入していてもフランスは標準税率20%ですが食料品は5.5%、同じくドイツ19%、7%。イギリス20%、0%。オーストラリア10%、0%です。軽減税率を主張するなら、やはり飲食料品は0%にすべきでしょう。

大企業の内部留保は300兆円を超えたそうです。安倍政権になってから38兆円プラスとのこと。トヨタは2008年から2012年まで5年間法人税を1円も払っていません（この間の株主配当は1兆円を超えます）。個人の所得税の負担率は所得が1億円を超えると下がっていきます。国の財政は大変厳しいのにどこまで大企業・金持ち優遇をするのでしょうか。應分の税負担をしていただくべきだと思います。そうしないと格差は広がるばかりです。

2016年もくらしはますます厳しくなっていきます。組合員の期待に応えられるように、地域になくてはならない生協を目指して努力してまいります。本年もどうぞよろしくお願ひします。

（参与 細川尚光）

